



最近気になった話題、寄せ集め

*震災被災者の相続について

先月21日に「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄すべき期間に係る民法の特例に関する法律」が公布、施行されました。

法務省のホームページでは「東日本大震災の被災者であって平成22年12月11日以降に自己のために相続の開始があったことを知った人(相続人)について、相続の承認又は放棄すべき期間(以下「熟慮期間」と

いいます。)を平成23年11月30日まで延長する」と説明しています。

対象となる被災者は、3月11日において岩手県、宮城県及び福島県の全域あるいは東北、関東、中越の特定の区域に住所を有していた者として、この法律は相続人が被災者であった場合の規定ですので、被災者ではない相続人は対象とならず、また被相続人が被災者であることは関係がありません。

対象の地域に住む相続人が未成年者や成年被後見人の場合には、その者の法定代理人が被災者であるかどうかを基準とします。

上記の法律は3月11日において熟慮中であつたことが条件になりますので、すでに単純承認をした場合や相続財産の全部や一部を処分していた場合には、さかのぼって相続放棄や限定承認をすることはできないとされています。

<連載>◇法務のつぶやき◇ 第7回 「決まり」の見直しは定期的に

先月末までが上場企業などの株主総会のピークだったと思いますが、言うまでもなく株主総会は株式会社の最高決定機関です。そして株主総会は会社の組織運営を規定する「定款」の変更を決議することができる機関です。

「定款」に限らず、会社や法人、団体の組織運営を規定するものは状況に応じて改定をする必要があります。その状況としては、例えば現状に合っていない決まりを改めたり、

不明な部分を明確にさせたりするといった場合があります。また数量で規定されているものがあれば、その数量を増減させることがあります。

会社の規定からさらに法律や条例など国や地方自治体において規定するものもあり、こうした法律や条例も状況に応じて改正することになります。しかし特に法律の改正を決議する機関である国会では、特定の有権者の思想意見が反映された議員の構成によって、法律を改正する論議

が進まず決議まで至らないことが多いように感じます。

翻って小さな団体においても、状況に応じて規則を変える必要がありますが、なかなか目が行き届かず放ってしまいがちになってしまいます。しかし現状に合っていなかったり不明な部分があったりするとトラブルの元になることもありますので、年に1回は「決まり」を見直す機会をぜひ作ってみてください。

<あとがき>

先月から急激に暑くなってきましたが、震災の影響による電力不足から夏の暑さに向けて再び節電を呼びかけるようになっていきますね。

実際の電力供給量についてはいろいろ見解があるようですが、電気の使い方を見直すのはいいことだと思います。しかし「節電」と聞くと、一時的に我慢するようなイメージを感じ、あるいは何か無理を強いているような印象を与えることにもなりかねません。

特に大量の電気を消費する事業者

については、一定の措置や対応が求められることはあるかと思えます。しかし個人のレベルでは難しいこともあります。心配されていることとして、エアコンなどの使用を自重することで、特に高齢者の熱中症が増えるのではないかと予想されています。

重要なのは過度に、あるいは無意識に電気を使わないことではないかと思えます。体調に関わる場合にはエアコンなどを適度に使用すべきです。この夏は「節電」ならぬ「適電」

を意識して健康にお過ごしいただきたいと思います。

季節に関わる言葉を選んでお伝えします。

<今月の風物>

七夕、土用丑の日、ほおずき市

<今月の時候>

盛夏の候・猛暑の候・炎暑の候・酷暑の候・大暑の候・灼熱の候・炎熱の候